

# 文教厚生委員会

令和8年6月18日(木)  
時 分～時 分  
第2委員会室

【委員】足立委員長、遠藤副委員長、  
岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【執行部】

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、倉井地域福祉課長  
〔市民生活部〕井上市民生活部長、前本環境課長  
〔教育部〕佐々木教育部長、藤井教育総務課長  
〔上下水道部〕草刈上下水道部長、右田水道管理課長

【事務局】山崎書記

---

議 題

- 1 所管事務調査事項について
- 2 6月29日(月)の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について(委員間で協議)
- 5 議会による事務事業評価の進め方について(委員間で協議)
- 6 行政視察について(委員間で協議)

## 6月29日(月)10時開催の文教厚生委員会における予定議題

### 1 請願審査

- (1) 請願第 98 号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項 3 文教厚生委員会付託分）
- (2) 請願第 99 号 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について
- (3) 請願第 100 号 次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について
- (4) 請願第 101 号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項 3 文教厚生委員会付託分）
- (5) 請願第 102 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項 3 文教厚生委員会付託分）

### 2 陳情審査

- (1) 陳情第 7 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について

### 3 議案第 38 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

### 4 執行部報告事項

### 5 所管事務調査

### 6 その他

### 7 地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）

### 8 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）

### 9 行政視察について（委員間で協議）

令和8年 地域井戸端会 市民意見に基づく請願

請願書② 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願

令和8年6月2日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】 診療所の減少や免許返納により、高齢者の医療難民化が懸念されています。現在の移動支援制度は、運賃負担の大きさや「あいのりタクシーは2人以上でないと利用できない」「地域外の人と同乗できない」といった運用の制約により十分に活用されていません。

市民の生活の足を守る交通支援拡充を求める切実な声が、和田(和田まちづくりセンター)、市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、久佐(久佐まちづくりセンター)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、弥栄(弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館)、石見(石見まちづくりセンター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

- ~~1. 敬老乗車券制度について、不要な人の枠を頻繁に通院する人へ譲渡できる「マッチング制度」の導入や遠方地域への優遇など、柔軟で利用しやすい制度へ見直すこと。~~
- ~~2. あいのりタクシー等のコミュニティ交通の運用制限を見直し、1人でも広く利用できるルールへと早急に改善すること。~~
3. 市内の病院で対応できず市外の遠方へ通院・検査に行く際の交通費・宿泊費等の負担を軽減する支援策を検討すること。



浜田市議会議長宛 請願書

令和8年4月13日

浜田市議会議長 渋谷幹雄 様

請願者

(代表)

国府地区連合自治会 会長 宮木竜一 

下府自治会 会長 中村建二 

上府自治会 会長 沖田健治 

国分自治会 会長 田中昌昭 

久代合自治会 会長 宇津幸雄 

宇野自治会 会長 野村良夫 

下有福自治会 会長 大崎能國 

久代畑地灌水組合 組合長 三島淳寛 

上府農事組合法人 代表理事 中田善喜 

国分大敷漁業生産組合 理事 伊藤勝 

国分漁業協同組合 総代 沖野正樹 

一般社団法人浜田市観光協会 国府支部長 新田基樹 

国府海岸を美しくする会 会長 伊藤明 



# 請願書

再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願

## 請願の趣旨

浜田市において、再生可能エネルギー発電設備の設置が進む中、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るため、事業者に対し事前協議、住民説明及び適正な維持管理等を義務付ける条例を制定されるよう請願いたします。

## 請願の理由

近年、再生可能エネルギーは脱炭素社会の実現に向けた重要な取り組みとして全国的に推進されております。一方で、その設置場所や規模によっては、地域の自然環境、防災機能、生活環境等に影響を及ぼす可能性があり、地域住民の不安や懸念が生じているのも事実であります。

過去には、開発行為に伴う排水対策の不備等により、地域住民や関係産業に影響を及ぼした事例もあり、事前の十分な協議と適切な制度整備の必要性が強く認識されております。

現在、浜田市においてはガイドラインの整備が検討されておりますが、ガイドラインは事業者に対する協力を求める指針にとどまり、法的拘束力を有するものではありません。そのため、事業者に対し確実な履行を求める制度としては限界があります。

一方、県内においても、松江市をはじめ、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定し、地域との調和を図る制度を整備する自治体が存在しております。また、全国の多くの自治体においても、条例による実効性ある制度の整備が進められております。このような状況を踏まえると、浜田市においても、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るためには、条例として明確な根拠を持つ制度を整備することが必要不可欠であります。

よって、浜田市議会におかれましては、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、必要な措置を講じられるよう請願いたします。

## 請願事項

再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るため、実効性ある条例の制定に向けた検討及び必要な措置を講じること。

紹介議員

沖田真治



西田清久



芦谷英夫



佐々木豊治



森谷公昭



令和8年 地域井戸端会 市民意見に基づく請願

請願書④ 次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願

令和8年6月2日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】次世代を担う子どもたちが安全で快適に学ぶ環境づくりは市政の最重要課題です。

しかし、小中学校の特別教室(音楽室等)には未だエアコンが設置されておらず、過酷な教育環境を強いられています。また、中学生以上がスケートボード等を安全に楽しめる場所がなく、子ども食堂についても開催頻度が少なく実効性に疑問の声が上がっています。

子育てセンター(子育て世代包括支援センター)、都川(都川まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、長浜(長浜まちづくりセンター)、久佐(久佐まちづくりセンター)、みどり(みどりかいかん)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも要望が多く寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 観光施設の空調整備等に多額の予算を投じる前に、小中学校の特別教室へのエアコン設置を最優先で進めること。
2. 中学生等がスケートボードやストリートバスケ等のアーバンスポーツを安全に楽しめる専用の施設を公式に整備・提供すること。
3. 子ども食堂について、毎日開催や弁当の活用など、本当に困窮している子どもを継続的に救える実効性のある支援策を検討すること。



令和8年 地域井戸端会 市民意見に基づく請願

基幹

請願書⑤ 機関産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願

令和8年6月2日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

基幹

【請願趣旨】本市の機関産業である農林水産業は、高齢化と後継者不足により危機的状況にあります。

耕作放棄地の増加や無計画な山林伐採は、イノシシやシカ等の深刻な鳥獣被害の温床となっており、「夜歩くのも怖い」という声も上がっています。また、アユやワタリガニ、素巻きといった100年先に残したい食文化の継承も危ぶまれています。

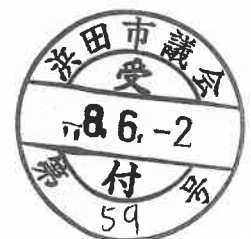
市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、弥栄(弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館)、子育てセンター(子育て世代包括支援センター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも担い手育成や環境保全を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

~~1. 看護師支援と同様に、水産高校卒業生に対する「奨学金制度及び免除制度」や、農業の若手担い手に対する大胆な直接支援策を創設すること。~~

~~2. イノシシやシカ等の出没を防ぐため、遊休農地のマッチング制度を構築し、実効性のある強力な鳥獣被害対策を徹底すること。~~

3. 中学校の家庭科室などの施設を市民に柔軟に開放し、地域固有の郷土料理や食文化を次世代に伝承できる環境を整備すること。



令和8年 地域井戸端会 市民意見に基づく請願

請願書③ 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願

令和8年6月2日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】 道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から30年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田(和田まちづくりセンター)、市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、石見(石見まちづくりセンター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

~~1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。~~

~~2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。~~

3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討し、地域活動で公民館等を利用する際の基本料金への支援を行うこと。



浜田市議会議長  
渋谷幹雄 様



令和 8 年 5 月 15 日

陳情番号	7
付託先委員会	文教厚生委員会
審査結果等	

## 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

### 【陳情理由】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第 14 条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和 8 年 3 月 16 日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒 1 名と船長 1 名が死亡し、14 名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた XXXXXXXXXX の御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和 8 年 4 月 7 日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について(通知)」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全

確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県あわせて300団体以上確認できます。これらには、高等学校教職員組合だけでなく、一般に小中学校の教職員を含むと考えられる教職員組合系団体も含まれます。教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

#### 【陳情項目】

##### ① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

##### ② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

##### ③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

##### ④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。